

淡水魚保全のための検討会設置要綱

(目的)

第1条 二次的自然に依存し、その生息及び生息環境の変化により、危機的な状況にある淡水魚を対象に、危機に陥った要因を分析して適切な保全策を検討し、提言としてとりまとめるため、「淡水魚保全のための検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討会の構成等)

第2条 検討会は、別表1に掲げる委員及び環境省並びに別表2に掲げるオブザーバー（関係省庁）をもって構成する。

- 2 検討会に座長を置き、委員から互選により座長及び副座長を選出する。
- 3 座長は議事を進行する。
- 4 座長に事故等のやむを得ない事情があるときは、副座長がその職務を代理する。

(臨時委員の出席について)

第3条 検討会は、淡水魚の保全と活用を行う事例について知見を有する者その他必要と認められる者に対して臨時委員として出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(検討事項)

第4条 検討会は、淡水魚が危機に陥った要因を分析して適切な保全策を検討し、淡水魚保全のための提言を作成する。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、環境省自然環境局野生生物課及び自然環境計画課において行う。

(議事の公開)

第6条 検討会の議事は公開とする。ただし、希少種に関する情報を扱う場合であって、議事を公開することによりその保全に著しい影響を及ぼす可能性がある場合については、議事の一部を非公開とすることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は平成27年3月31日までとする。

附 則 この要綱は、平成26年 9月 8日から施行する。

別表1 委員

(五十音順、敬称略)

所 属	職 名	氏 名	分野
琵琶湖博物館	学芸員	金尾 滋史	魚類繁殖学
ニッポンバラタナゴ高安研究会	代表理事	加納 義彦	保全活動
独立行政法人 土木研究所 水環境研究グループ 河川生態チーム	上席研究員	萱場 祐一	河川土木
三重県総合博物館	主査	北村 淳一	保全活動
東京農工大学	名誉教授	千賀 裕太郎	農業土木
岩手大学 農学部 共生環境課程	教授	広田 純一	農村計画
京都大学大学院 理学研究科	准教授	渡辺 勝敏	生態学 進化学 保全生物学

別表2 オブザーバー (関係省庁)

省庁名	課室名
文部科学省 文化庁	文化財部記念物課
農林水産省	大臣官房環境政策課 生産局農産部農業環境対策課 農村振興局農村政策部農村環境課
国土交通省	水管理・国土保全局河川環境課

詳細検討対象種について

類型	種名	概要
類型 I	①アユモドキ	琵琶湖淀川水系と岡山県下の数河川にのみ不連続に分布する日本固有種。河川の中・下流域の本流や用水路の岩や石垣の間などに生息する。成魚・未成魚はトビケラやカゲロウなどの幼虫やイトミミズ類などの小動物を食べる。産卵期は6～8月で、産卵は河川の増水や水田の灌漑によって生じる一時的水域で行われる。産卵は数回に分けて行われ、親魚は数年間にわたって産卵する。仔稚魚はしばらく水田内でワムシなどの動物プランクトンを食べて育ち、その後水路をへて、河川本流へと出ていくものと思われる。満2年で成熟。 国の天然記念物。国内希少野生動植物種。環境省 RL 絶滅危惧 I A 類
	②オオガタスジシマドジョウ	固有種で、琵琶湖にのみ分布する。雌雄ともスジシマドジョウ類の中ではもっとも大型になる。北湖西岸の水深1～3mの砂底に多い。雑食性。産卵期は5～6月で、この時期、親魚は琵琶湖に流れ込む半自然水路や細流に入り込んで、泥底に卵をばらまいて産卵する。成熟年齢はオス2年、メス3年である。産卵は1年に1回。 環境省 RL 絶滅危惧 I B 類
	③ニゴロブナ	琵琶湖の沿岸から沖合にかけての底層付近にすみ、一部は湖の岸辺、内湖、水路等にも生息する。琵琶湖水系の固有亜種（日本固有亜種）。最大全長35cm。頭部が相対的に大きく、大型個体では頭部の腹面前縁の角張った個体が多い。口は吻端に向かって著しく斜めに開く。体高、尾柄高が低い。くちびるは薄く、眼が大きい。 環境省 RL 絶滅危惧 I B 類
類型 II	④ミヤコタナゴ	日本固有種で、かつては関東地方に広く分布していたが、東京都、群馬県、神奈川県では野生下ではすでに絶滅し、埼玉県産も絶滅寸前である。自然状態では、千葉県、栃木県の数ヶ所で細々と生き残っている。主な生息地は丘陵地の湧水水路、扇状地末端部の湧水池やその流出水路。体長30～40mm。食性は動物食に傾いた雑食で、底生小動物や付着藻類などを食べる。オスは産卵期に美しい婚姻色を呈する。 国の天然記念物、国内希少野生動植物種、環境省 RL 絶滅危惧 I A 類
	⑤ゼニタナゴ	関東・新潟以北の本州および諏訪湖、河口湖に分布する日本固有種。平地の池沼やこれにつながる細流の止水域を好む。食性は植物食。体長60～70mm。タナゴ亜科のうちでもっとも鱗が細かい種で、縦列鱗数は52～65。口髭はない。日本産タナゴ属のうちで側線が不完全なのは本種のみである。産卵期は秋で、オスの体色は暗色化し、腹側に赤・紫の婚姻色が現れ、鰭に漆黒および白色の紋様が現れる。仔魚は貝の中で越冬する。 環境省 RL 絶滅危惧 I A 類
	⑥ニッポンバラタナゴ	大阪府、香川県と九州中北部のみに分布する日本固有亜種。平野部の護岸されていない水路、小型河川ないしは溜池といった自然性の高い止水域ないしは緩流域に生息する。産卵期は3～9月でメスはイシガイ科の二枚貝に産卵する。孵化仔魚は貝内で約1ヶ月過ごした後、泳出する。仔魚期においてはワムシ類といった動物プランクトンを捕食するが、成長にともない付着藻類食に移行する。約1年で成熟。 環境省 RL 絶滅危惧 I A 類
類型 III	⑦イタセンパラ	濃尾平野、富山平野、淀川水系のみに分布する日本固有種。河川のわんど、農業用水路、溜池といった止水ないしは緩流域に生息する。産卵期は9～11月。小型のイシガイ科の二枚貝に産卵する。仔魚は孵化後まもなく発生を停止し、そのまま二枚貝中で越冬する。翌年春に発生を再開した後、5月上旬に貝から泳出する。仔魚は動物プランクトン食であるが、成長に従い付着藻類、植物プランクトン食に移行。約1年で成熟し、寿命は約2年。 国の天然記念物、国内希少野生動植物種、環境省 RL 絶滅危惧 I A 類
	⑧スイゲンゼニタナゴ	日本では岡山平野のみに分布する。平野部の護岸されていない砂礫底の細流ないしは農業用水路に生息する。産卵期は4月上旬～7月上旬で、メスはイシガイやマツカサガイに産卵する。卵は長径約3mmの洋梨型で、約3日で孵化する。仔魚は貝内で約1ヶ月過ごした後、泳出する。1年で成熟。 国内希少野生動植物種、環境省 RL 絶滅危惧 I A 類
	⑨カゼトゲタナゴ	九州の中北部にのみ分布する日本固有亜種で、全長約50mmになる。山陽地方には別亜種のスイゲンゼニタナゴが分布する。産卵盛期は5～6月でイシガイ、マツカサガイなどの鰓に卵を少数ずつ産みつける。卵は紡錘形をなし、孵化して前期仔魚期を貝の中で過ごした後外へ出る。幼魚では背鰭前部に黒点があり、その周囲が真珠色に光る。1年で成熟。 環境省 RL 絶滅危惧 I B 類
類型 IV	⑩カワバタモロコ	全長30～60mmの小魚で、静岡県以西の本州太平洋側、四国瀬戸内海側および九州北部に分布する日本固有種。平野部の河川や池沼に生息する。初夏～夏に繁殖する。また、本種はコイ科でもっとも卵が小さいので孵化仔魚も小さい。 環境省 RL 絶滅危惧 I B 類
	⑪シナイモツゴ	中部地方以北の本州に分布する日本固有亜種。平野部の浅い池沼に生息し、灌漑防備保安林に囲まれ、護岸

		<p>されていないような自然性の高い環境を好む。産卵期は4～6月で、メスは、石や瓦などの基質に卵をパッチ状に産みつける。卵黄は淡桃色。オスは産卵基質を中心に縄張りを形成し、卵を保護する。メスは1産卵期間中に複数回産卵するものと思われる。孵化仔魚はワムシやミジンコを食べ成長し、1～2年で成熟する。 環境省 RL 絶滅危惧 I A類</p>
	⑫ウシモツゴ	<p>日本固有。本亜種の模式亜種にシナイモツゴ水路の緩やかな流水。産卵期は3月下旬～7月で、オスが石や木の枝などの産卵基質を中心に縄張りをつくり、メスを誘い込んで産卵させる。オスは複数のメスとつがう。卵は孵化するまでオスによって保護される。メスは1産卵期に10数回産卵する。孵化仔魚はワムシやミジンコなどを食べ、以後成長につれて藻類、水草、付着小動物、底生小動物、陸生小動物などへと食性の幅を広げていく。1～2年で成熟する。 環境省 RL 絶滅危惧 I A類</p>
類型V	⑬ムサシトミヨ	<p>未記載ではあるが、関東平野の湧水域に局在する日本固有種。湧水を水源とする水温10～18℃の河川、小川、池沼に生息する。産卵期は長く3～11月で、5～9月が最盛期である。オスは水草の茎に直径約3cmの丸い巣を作り、縄張りを持つ。縄張り内に成熟したメスが入って来ると、鰭棘を広げて巣へ誘い、産卵させる。卵、仔稚魚ともオスによって保護される。付着藻類、小動物を食べ成長する。約7ヶ月で成熟し、寿命は野外では約1年。 環境省 RL 絶滅危惧 I A類</p>
	⑭ハリヨ	<p>かつて滋賀県北東部、岐阜県南西部、三重県北部に分断されて分布していたが、1950年代に三重県の個体群が絶滅したことによって、現在では前2地域にのみ分布が限られる。湧水を水源とする池沼やその下流部の流れの緩やかな場所で一生を送る。繁殖期は3～5月がピークとなるが、ほぼ周年にわたる。卵の直径は1.7～1.9mmと小さく、寿命はほぼ1年。 環境省 RL 絶滅危惧 I A類</p>

参考・引用文献

環境省自然環境局野生生物課. 2003. 改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブック [汽水・淡水魚類] 230pp.

環境省自然環境局野生生物課. 2010. 改訂レッドリスト付属説明資料 汽水・淡水魚類 78pp.

生物多様性に関する主な法律の概要

種別	法律名	概要
全般	環境基本法	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律
	生物多様性基本法	我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とした法律
国土の利用	国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律
	国土形成計画法	総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定などにより、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とした法律
自然環境・景観の保全	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律
	自然環境保全法	自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、自然環境自然環境保全地域等の保全などを定めることにより、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の適正な保全を総合的に推進することを目的とした法律
	自然再生推進法	自然再生についての基本理念、実施者等の責務及び自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律
	景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 (生物多様性地域連携促進法)	地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的とした法律
各種生態系の保全・利用	森林・林業基本法	基本理念として森林の有する多面的機能の持続的発揮等を掲げ、森林の適正な整備・保全、山村の振興、林業の持続的かつ健全な発展等を図ることを目的とした法律
	森林法	全国森林計画・地域森林計画等の森林計画制度、林地開発許可制度、保安林制度等について定めた法律
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野について、公益的機能の維持増進等の管理経営の目標や国有林野の維持・保存等を事項とした「管理経営に関する計画」等を定めた法律
	食料・農業・農村基本法	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを目的とした法律
	農地法	農地を守ることを目的とし、農業の基盤である農地の所有や利用関係の仕組みについて定めた基本的な法律
	土地改良法	環境との調和に配慮しながら農用地の改良、開発、保全、集団化に関する事業を行い、農業生産性の向上、農業構造の改善等を図ることを目的とした法律
	農業振興地域の整備に関する法律	総合的に農業の振興を図ることが必要である地域を明らかにし、この地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律
有機農業の推進に関する法律	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とした法律	

各種生態系の保全・利用	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律
	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律
	都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)、緑地保全地域制度、特別緑地保全地区制度及び市民緑地制度などの都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する制度について定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律
	都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、土地利用や都市施設の整備等の都市計画の内容やその決定手続き等について定めた法律 土地利用に関する事項の一つとして風致地区内における建築等の規制について定めている
	首都圏近郊緑地保全法	首都圏整備法により指定された近郊整備地帯における良好な自然の環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もって首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とした法律
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近畿圏整備法により指定された保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資すること等を目的とした法律
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定めた法律
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市の美観風致を維持するため、保存樹や保存樹林の指定など樹木の保存に関し必要な事項を定めることによる都市の健全な環境の維持及び向上を目的とした法律
	河川法	河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする法律
	水質汚濁防止法	事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的とした法律
	湖沼水質保全特別措置法	水質環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び排水規制等の措置を講じることにより、湖沼の水質保全を図ることを目的とした法律
	砂防法	荒廃山地等での有害行為の禁止・制限、土砂生産の抑制、流出土砂の扞止・調節をすることにより土砂災害を防止することを目的とする法律
	海洋基本法	海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、わが国において、国際的協調の下、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めること等により、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律
	水産基本法	国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めた法律
	漁業法	漁業生産(漁場の利用)に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構(漁業調整委員会等)の運用によって水面を総合的(重複的・立体的)に利用することにより漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とした法律
水産資源保護法	水産動植物の採捕の制限、対象種の捕獲が可能な漁船(許可漁船)の定数などの規制的な措置、及び保護水面、溯河魚類の国営孵化放流などの積極的な維持培養措置とを定めることにより、水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に	

各種生態系の保全・利用	沿岸・海洋生態系		寄与することを目的とした法律
		漁港漁場整備法	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とした法律
		海岸法	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とした法律
		港湾法	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とした法律
		海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とした法律
		瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とした法律
		有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律	有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海等の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的とした法律
		美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理促進法)	海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律
		海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量及び漁獲努力量の管理のための所要の措置を講ずることにより、漁業法又は水産資源保護法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とした法律
		海洋水産資源開発促進法	沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置並びに漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めること等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もって漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的とした法律
島嶼生態系		我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等の状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的とした法律	

島嶼生態系	奄美群島振興開発特別措置法	奄美群島の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図ることを目的とした法律
	小笠原諸島振興開発特別措置法	小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進することを目的とした法律
	沖縄振興特別措置法	沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とした法律
野生生物の保護・管理	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とした法律
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)	希少野生動植物種を指定し、捕獲等、譲渡等及び輸出入を規制するとともに、生息地等保護区の指定や保護増殖事業の実施などにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることを目的とした法律
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や飼養等を規制し、防除等を行うことを定めた法律
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)	カルタヘナ議定書を国内で実施するために、使用形態に応じた遺伝子組換え生物等の使用等の規制、輸出入に関する手続等について定めた法律
影生化響物学防多物止様質性へのよる	動物の愛護及び管理に関する法律	動物の虐待・遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害、生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とした法律 ※改正動物愛護管理法は、平成25年9月1日より施行
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し、事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とした法律
	農業取締法	農業について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図ることを目的とした法律
その他	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律
	環境影響評価法	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うことを目的とした法律

その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律 平成23年に環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を改正したもの
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保することを目的とした法律
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とした法律
	エコツーリズム推進法	エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定、特定自然観光資源の保護に関する措置等を定めた法律
	観光立国推進基本法	観光立国の実現が21世紀のわが国経済社会の発展のために不可欠な重要課題であることを踏まえ、それに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、掲げるべき基本理念、関係者の責務、観光白書、政府が策定すべき観光立国推進基本計画、観光立国の実現のために国が講ずるべき基本的施策の内容、国及び地方公共団体が協力すべきこと等について定めている法律
	文化財保護法	文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律
	南極地域の環境の保護に関する法律	国際的に協力して南極地域の環境の保護を図るため、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保することを目的とした法律
	バイオマス活用推進基本法	バイオマスの活用の推進に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とした法律
	工場立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行うことを目的とした法律

<出典>

「生物多様性国家戦略2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～」p216-220 (2013年3月環境省編集・発行)